

全国町村長大会要望

1、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、地方公共団体は、自己決定、自己責任の幅を拡大し、創意・工夫に富んだ施策を展開し、住民が豊かさやゆとりを実感できる多様な个性的な地域社会をつくる重要な使命を担っている。

よって、国は地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

1、「三位一体改革」を強力に推進し、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方税及び地方交付税の充実・強化をはかること。

2、今後一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、権限の移譲を推進すること。

3、教育委員会や農業委員会などの各種行政委員会を任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。

4、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

5、合併ができない・しない町村に対し、本会が提案した「市町村連合（仮称）」の創設を検討し、早急に具体化する。

2、町村財政基盤の強化

町村は自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に町村財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

1、三位一体改革の実現

(1) 国から地方への税源移譲等

ア、平成18年度までに、所得税から個人住民税へ概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

なお、税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財源措置すべき額に満たない町村については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

イ、公益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税の10%比例税率化により税源移譲を行うこと。

その際、個々の住民レベルにおいて実質的な増税とならないよう、個人所得課税全体で適切な措置を講じること。

ウ、定率減税の縮小による個人住民税の増収分は、三位一体改革による税源移譲額には含まないこと。

(2) 国庫補助負担金改革

ア、3兆円の税源移譲のうち、残された6千億円については、政府の要請を受け提出した地方の改革案(2)の中から実現すること。

イ、建設国債対象経費である施設費についても税源移譲の対象とすること。

ウ、義務教育費国庫負担金については、地方案に沿って税源移譲を実現すること。

エ、国庫補助負担金改革は、地方の自主性・自律性を高めるものであり、本来、国の責務として行うべき生活保護費等を対象とすることは、絶対に行わないこと。

また、国庫補助負担金の交付金化は、国に権限と財源が残り、改革とは認められないので、絶対に行わないこと。

(3) 地方交付税改革等

ア、平成18年度の地方交付税総額については、基本方針「2005」を踏まえ、町村の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

イ、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い町村に対して、地方交付税の財源調整、財源保障を強化する必要があることから、地方財政全体としても、また、個別の町村においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

ウ、毎年の財源不足の補填について、原則原理に立ち返り地方交付税の法定率分の引き上げで対応することを基本とすること。

エ、地方財政計画と決算の乖離に関し、平成18年度以降についても引き続き同時一体的な規模は正を図ること。

(4) 地方交付税は地方固有の財源であるので、国の一般会計を経由せず交付税特別会計に直接繰り入れること。

(5) 地方財政自立に向けた第2期改革への取り組み

ア、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現し、地方分権を一層推進するため、消費税を含めた基幹税により8兆円の税源移譲を積極的に進めること。

イ、現在進めている平成18年度までの改革を「第1期改革」と位置づけるとともに、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を強力に推進すること。

(6) 「中期地方財政ビジョン」について、地方6団体の参画を得て作成するとともに、策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(7) 三位一体改革を真の地方分権を目指した改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

2、地方交付税制度の充実強化

(1) 地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。

特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを

考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

(2) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(3) 町村の公債費負担が増嵩していることに鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する地方交付税算入率を適正に見直すこと。

3、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業及び地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

4、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するために、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源を充実強化すること。

また、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても、併せて検討すること。

なお、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策にかかる町村の財政負担を勘案し、町村財源の強化がはかられるようにすること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置する

こと。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、税負担の公平性や税収確保の観点から、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、個人住民税においても早急に実施すること。

なお、所得税において定率減税を廃止・縮減する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

(3) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成18年度の評価替えにあたっては、安定的に確保できるよう特に配慮すること。特に、商業地等の負担水準の上限については、これを引き下げた場合、町村財政に多大な影響を及ぼすことから、現行の70%を堅持すること。

また、その際、負担水準の均衡化を推進し、納税者に分かりやすい簡素な課税の仕組みとすること。

(4) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(5) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとつて、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となつてきていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その10分の7が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(7) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(8) 軽自動車税の各種税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となつていることがから、税率を大幅に引き上げること。

(9) 非営利法人制度の改革にあたっては、自治会等の地縁団体に対する課税の取扱いについて、課税強化とならないようにすること。

(10) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金について、徴税費の実態を踏まえて算定方法の見直しを行うこと。

(11) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

5、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いことを踏まえ、良質な公的

資金を安定的に確保すること。

(2) 町村が公営企業の経営を行う上で長期低利の資金が不可欠であるので、これに必要な資金の調達・供給を行う機関である公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。

(3) 過疎地域の自立促進に向けた各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(4) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上償還については、補償金の廃止を含めた大幅な減額措置を講じること。制度の改善をはかり、財政の健全性を確保すること。

6、第三セクター等の経営状況に鑑み、第三セクターに関する指針の改定を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

3、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権一括法の実施により、自己決定・自己責任の原則の下、個性ある地域づくりに向けて創意工夫を発揮することを強く期待されているが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化及び国庫補助負担金の一般財源化等を積極的に推進する必要がある。

よつて、国は次の事項を実現された

1、国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金を創設することは、厳に行わないこと。

2、国庫補助負担金等に係る地方公共

団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

3、町村が負担する法令に基づかない負担金（法令外負担金）が、町村財政を圧迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の負担金等の削減について必要な措置を講じること。

4、ペイオフ実施後の地方公共団体の公金預金の保護

金融機関の破綻により金融システムへの安定性が損なわれないよう、的確な検査・監督を通じて金融機関の健全性を確保するとともに、経営安定化策を強力に推進すること。

また、地方公共団体の公金預金の公益性に鑑み、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報開示の徹底や、地方公共団体に対する情報提供及び相談窓口の設置等について配慮すること。

5、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

我が国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（ＩＴ基本法）制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。

住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取り組みに対して、次の事項を積極的に実現されたい。

1、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、運営経費等に対する適切な措置を講じること。

また、国の責任においてセキュリティ対策を講じるとともに、個人情報保護についても万全を期すること。

2、「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」電子申請システム）にかかる基盤整備及びその運営経費について、適切な措置を講じること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないよう、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

3、町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。

4、住民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るため、ＩＴ活用住民生活向上対策を推進すること。

5、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設及びＣＡＴＶ等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進するとともに、民放テレビ放送難視聴を解消すること。

6、地上デジタル放送について、国民の理解を得れるよう的確な広報を行うとともに、電波状況等により地域間格差が生じないよう配慮すること。

7、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に適切な措置を講じる

こと。

8、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、適切な措置を講じること。

6、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。

こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）に代わる新たな計画を作成する際には、国土の利用と保全について大きな役割を担う町村の意向に十分配慮し、広域地方計画協議会に町村を加えること。

また、遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2、災害に強い国土づくりのために、も、長期的視点に立って人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。

4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

5、高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

6、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、電気通信格差是正事業等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進する等適

切な措置を講じること。
7、社会資本整備重点計画に定められた重点目標を達成するため、港湾整備並びに海岸整備を推進すること。

7、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

1、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設整備計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講じること。

なお、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸・ヒッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、不正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講じること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化をはかるた

め、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を推進すること。

2、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みよう強力に指導すること。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(4) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の見直しにあたっては、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、収集についても事業者の責任とするなど、町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(5) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたっては、増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者・製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、そ

の回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しく対応すること。

なお、製造業者等が設置する指定引取場所を増設すること。

(6) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の新たな財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

8、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組み地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

2、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支

援すること。

3、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取り組みを支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

4、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質を強化するため、農山漁村関連施策及び農林漁業振興対策を強力に推進すること。

5、地域産業創造対策及び地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

6、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する対策等について適切な措置を講じること。

7、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即した適切な措置を講じること。

9、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、地域保健の充実

(1) 母子保健事業について適切な措置を講じること。

(2) 保健師、助産師、栄養士等の養成
確保をはかること。

2、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の産婦人科医及び小児科医等の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策を講じること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかると。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

3、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第10次へき地保健医療計画」を新たに策定すること。

(2) へき地診療所等の運営、医師及び看護師等の養成、確保をはかるとともに、医師標準にかかると診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

4、救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

10、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が過去最低を更新し、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力が低下衰退し、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、更に社会保障負担に対する現役世帯の負担の増大が懸念される。

今後、少子化対策として多様かつ柔軟な保育サービス、子育て世帯に対する経済的支援の充実、働き方の見直

し、男女共同参画の推進、若者の就労支援等の自立促進などの施策を展開する必要があり、その実情は、もはや検討の時期ではなく官民が一体となり、早急に推進する必要がある。

よって、国は、次の事項を総合的かつ緊急に推進すること。

1、保育所と幼稚園の一元化をはかるため、抜本的・具体的に制度を見直すこと。

2、多様かつ柔軟な保育サービスを推進すること。

3、子育て世帯に対する経済的支援を充実すること。

4、男性の子育て参加の促進、仕事と家庭の両立等働き方の見直しをはかること。

5、男女共同参画社会づくりを推進すること。

6、若者の就労支援等の自立促進をはかること。

11、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたこと。

1、障害者保健福祉施策の推進

(1) 新障害者プランを着実に推進すること。

(2) 障害者の社会参加を推進すること。

(3) 障害者の自立支援を目的とした各種福祉サービスの充実をはかること。

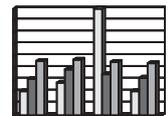
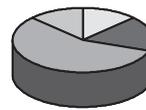
健康管理システム

健診予約から事後指導までの
一連の業務を強力にサポートします
健康管理システムは多種多様な集計・統計に対応しています

健康診断管理業務	健診予定スケジュールの管理	事後指導における経年情報の参照
	健診機関により異なる結果表の整理	個人情報漏洩防止のセキュリティ対策
	データ集計・統計処理	

健康管理システムのオススメポイント!!

- Point 1** わかりやすく使いやすい
 - マウス・キーボードによる簡単操作で使用できます
- Point 2** 豊富な検索機能
 - あらゆる条件下において対象者及び検査情報の検索及び印刷が可能です
- Point 3** きめこまやかな個別指導が可能
 - ビジュアル化した経年情報を参照しながら事後指導内容を入力できます
- Point 4** 外部検診機関とのデータのやりとりが容易
 - データ取り込み補助機能、入力支援機能を搭載しています



世界初! 家康

重要データを24時間ガード
データの盗難・火災・地震から重要なデータを保護!
リアルタイムに重要な業務データを安全な場所に自動バックアップ!

慶応義塾大学環境情報学部武藤研究室・iCynap社・ジェイアール東日本コンサルタンツ・CMC-SIによる産学共同開発

- ・データの持ち出しや火災時のデータ保護の為、PC(サーバ)のデータが変更されると耐火金庫内のバックアップ用ディスク装置のデータも自動的に更新
- ・システム管理者は煩雑なバックアップ作業の手間が一切必要なし。
- ・データを自動的に暗号化して耐火ディスクにバックアップ
- ・空きスペースは耐火金庫として使用可能。



リアルタイムに自動バックアップ



データ更新



問合せ先: 株式会社システムシンク
営業グループ

162-0825
東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
神楽坂一丁目ビル5階
TEL:03-5225-0333 FAX:03-5225-0331
ホームページ:http://www.system-think.co.jp
e-mail:kst@system-think.co.jp

(4) 新制度における利用者負担については、低所得者に対し、十分配慮すること。

(5) 市町村が行う障害認定事務や支払い事務が、円滑に行えるよう国は支援すること。

12、老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に着しつつある一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されること。

1、保険者について

(1) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2、保険料について

(1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

3、財政調整について

(1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味する

こと。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。また、二次判定については事務の簡素化・迅速化をはかること。

5、介護報酬等について
(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

6、家族介護に対する評価について
(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

7、サービス提供事業体等について
(1) 市町村において行う苦情処理事務

については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

8、介護基盤の整備について
(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が市町村の保険料水準に及ぼす影響が大いことに鑑み、(療養型病床群)全てに医療保険の適用とすること。

(3) 介護支援専門員、訪問介護員の養成確保をはかること。

(4) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講じること。

9、その他
(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能なよう、地域支援事業等の推進をはかること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

(4) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

13、医療保険制度の一本化の実現等

1、医療保険制度の一本化の実現
市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

国民皆保険制度を堅持し、我が国社会の安定を確保するためには、医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、国保と被用者保険との一本化が必要である。

今後の医療制度構造改革試案にある後期高齢者医療制度については、具体的な内容が明らかでなく、将来に亘る市町村への財政影響がはつきりしない制度の運営主体を極めて厳しい財政状況にある市町村が担うことは到底容認できない。

今後の具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分尊重するとともに、財政基盤の強化等、国保財政改善のため適切な措置を講じること。

2、合理的な医療費に関する方策
(1) 介護療養型医療施設については医療の性格が強い現状に鑑み、全て医療保険の適用とすること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格を適正化すること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。
 (5) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

14、義務教育の充実改善

我が国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。
 1、教育行政は自治事務であり、地域の実情に即し、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うための権限及び財源を地方に移譲すること。

2、教育委員会については、それぞれの地域の実情に即して任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。

3、義務教育施設等整備事業については、国庫補助金を廃止し税源移譲を行うとともに、町村が必要とする事業に対し地方債及び地方交付税により万全の措置を講ずること。

4、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

15、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校及び地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。
 1、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

2、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化、その他、児童・生徒を健全に育てるための道德教育を一層推進すること。

3、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門の見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

16、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にとりと潤いのある生涯を送れるよう、それぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。
 1、生涯学習振興事業及び生涯スポーツの普及振興事業については、適切な措置を講ずること。

2、史跡等文化財保護に対する適切な措置を講ずること。

17、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。

また、国内外におけるBSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザ等の発生、食品の虚偽表示など、依然として食の安全・安心を脅かす事態が生じており、食に対する国民の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・農業・農村基本法を基礎として新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、食の安全と安心の確保をはかるとともに、安定した足腰の強い農業、農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現された

い。
 1、食の安全と安心の確保と「食料・農業・農村基本計画」の推進

(1) 食の安全と安心の確保
 ア、消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、「食品安全基本法」及び関連する法制度に基づき、食品安全行政を着実に推進すること。

イ、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム（生産加工履歴情報）を把握できる仕組みを、輸入食品を含め多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

なお、現在、輸入停止措置が取られている米国産牛肉の輸入の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期すとともに、国民の理解が得られるよう

努めること。

ウ、食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示等一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の推進
 新たな食料・農業・農村基本計画において示された食料自給率目標の達成に向け、関係施策を着実に推進すること。

2、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大
 (1) 新たな米政策への円滑な移行
 「米政策改革大綱」に基づき昨年度から実施されている制度が、地域の実情に即した水田農業の発展と安定に資するよう、必要な予算を確保するとともに、農業者・農業者団体が主役となる新たな需給調整システムへの移行に向け条件整備を早急にはかすること。

(2) 農業生産の総合的な振興
 耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかるとともに、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、原油価格の高騰に対応して、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講ずること。

(3) 畜産対策の推進
 ア、「家畜排せつ物法」の完全履行をはかるため、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ、BSE（牛海綿状脳症）及び鳥

インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大と食育等の推進
ア、米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、「コメバンの普及など米消費拡大策を強化すること。

イ、健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成をはかるために制定された「食育基本法」に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。

ウ、国内農産物の需要の拡大をはかるため、輸出促進に向けた環境を整備すること。

3、WTO農業交渉への対応
WTO農業交渉については、今後の交渉の土台となる枠組みの合意に至ったが、今後においても、各国の多様な農業の共存を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出・輸入国に適用されるルールの不均衡是正などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

なお、各国と個別に行われるFTA（自由貿易協定）交渉等についても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。

また、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経

営に著しい影響がある場合、セーフガード（緊急輸入制限措置）を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

4、地域農業の体質強化
(1) 地域農業の担い手の育成・確保と経営構造対策の推進
新規就農者を広く内外から確保するため、就農情報の提供体制の整備等、総合的な対策を講じるとともに、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者等への支援対策を強化すること。

また、地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するための経営構造対策を推進すること。

(2) 農業経営安定対策の推進
19年度から導入される品目横断的経営安定対策については、新制度の周知徹底に努めるとともに、現行制度からの円滑な移行をはかること。

(3) 農地・水・環境の保全管理対策の推進
19年度から実施される地域の共同活動を支援する農地・水・環境保全向上対策については、地域の多様な実情を踏まえた制度とするとともに、適切な財源措置を講じること。

また、耕作放棄農地等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、不在地主の農地や管理放棄された農地に対する適正管理対策を強化すること。

(4) 農業農村整備の推進と負担金の軽減
農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽

減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農地・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(5) 優良農地の確保と有効利用
優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に移譲すること。

(6) 野生鳥獣害対策の推進
シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による農業被害が深刻化しているため、防止対策等を推進すること。

(7) 農業関係団体の見直し
最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

(8) 流通・加工対策の推進
地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大をはかるため、加工・貯蔵・流通技術等の開発を促進するなど、その条件整備をはかること。

5、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備
(1) 農山村地域振興対策の総合的推進
地域の就業・所得機会の拡大をはかり、若者の定住をはかるため、農林業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進すること。

また、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報開

通施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 新たな中山間地域等直接支払制度の推進
新たな中山間地域等直接支払制度については、引き続き必要な予算を確保するとともに制度要件の弾力化や事務負担の軽減等を進めること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進
農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の都市側への提供体制を強化するとともに、農山漁村での受け入れに係る旅館業法等の諸規制について地域の実態に即して弾力的な運用を可能とすること。

(4) 地方財政措置の充実
地域の自主性・創意工夫を活かすつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」及び「国土保全対策」を充実すること。

6、農業技術の開発の推進
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

18、森林・林業対策の推進
我が国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山